

(4) 保育士修学資金貸付

借りられる人	<p>指定保育士養成施設の在学学生（神戸市内に住民登録している者を除く。）で、次の要件を満たす者として指定保育士養成施設から推薦のあった方</p> <p>① 養成施設卒業後、兵庫県内の保育所等で勤務する意思を有する</p> <p>② 学業優秀である</p> <p>③ 家庭の経済状況等から真に貸付が必要と認められる</p> <p>④ 他の地方公共団体等から同種の修学資金等を借り受けていない</p> <p>※申請いただいた方について兵庫県保育協会にて審査を行い、貸付の可否を決定します。</p>
借りられる額	<p>① 月額 5 万円〔対象経費：授業料、実習費、教材費等〕</p> <p>② 入学準備金 20 万円</p> <p>③ 就職準備金 20 万円</p> <p style="text-align: right;">(いずれも無利子)</p>
借りられる期間	<p>養成施設に在学する期間</p> <p>ただし、貸付できる額は修学資金 2 年間分を限度とします。</p>
返還免除	<p>1. 全額免除が受けられる場合</p> <p>下記の要件を全て満たすと、返還は免除されます。</p> <p>① 養成施設卒業の日から 1 年以内に保育士として登録</p> <p>② 兵庫県内（神戸市域含む）の従事先施設（※1）で保育業務に引き続き 5 年間従事（※2）</p> <p>2. その他の全部又は一部の免除</p> <p>(1) 死亡又は障害により貸付金を返還できなくなった場合</p> <p>(2) 県内の保育所等で 2 年以上引き続き保育に従事した場合</p>
その他	<p>生活福祉資金・父子、母子及び寡婦福祉資金の修学に関する資金等、趣旨を同じくする貸付や国庫補助で実施されている離職者訓練との併給は認められません。</p> <p>日本学生支援機構の奨学金や日本政策金融公庫の教育ローンについては、個別の経済的状況から併給することがやむを得ない場合は併給が可能です。</p> <p>なお、貸付の趣旨が異なる他の制度との併給は可能です。</p>

※1 「従事先施設」は次の施設（公立施設を含む）を指します。

- ① 児童福祉法第 6 条の 2 の 2 第 2 項・4 項に規定する児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設（児童発達支援事業、放課後等デイサービスなど）
- ② 児童福祉法第 7 条に規定する児童福祉施設
 保育所、幼保連携型認定こども園、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター
- ③ 児童福祉法第 12 条の 4 に規定する児童を一時保護する施設
- ④ 児童福祉法第 18 条の 6 に規定する指定保育士養成施設

- ⑤学校教育法に規定する幼稚園で次のいずれかの条件を満たすもの
- ・預かり保育を常時実施
 - ・認定こども園に移行予定
- ⑥就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に規定する認定こども園（保育所型、幼稚園型、幼保連携型、地方裁量型の全類型を含む）
- ⑦児童福祉法第 34 条の 15 第 1 項の規定により市町村が実施又は同条第 2 項の規定により市町村の認可を受けた次の事業
- ・家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業
- ⑧病児保育事業（都道府県知事等に児童福祉法第 34 条の 18 第 1 項に基づく届出を行ったもの）
- ⑨放課後児童健全育成事業（児童福祉法第 34 条の 8 第 2 項の規定により市町村が実施又は市町村長に同条 2 項に基づく届出を行ったもの）
- ⑩一時預かり事業（都道府県知事等に児童福祉法第 34 条の 12 第 1 項に基づく届出を行ったもの）
- ⑪子ども・子育て支援法第 30 条第 1 項第 4 号に規定する離島その他の地域において特例保育を実施する施設
- ⑫認可外保育施設のうち以下に掲げるもの
- ・児童福祉法第 59 条の 2 等の規定により都道府県知事等に届出を行っている認可外保育施設
 - ・雇用保険法施行規則第 116 条に規定する事業所内保育施設設置・運営等支援助成金又は「看護職員確保対策事業等の実施について」（平成 22 年 3 月 24 日医政発 0324 第 21 号）に定める病院内保育所運営事業の助成を受けている施設・院内保育所 等
- ⑬子ども・子育て支援法に基づく仕事・子育て両立支援事業のうちの企業主導型保育事業
- なお、国立児童支援施設等（国立高度専門利用研究センター又は独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であって児童福祉法第 27 条第 2 項の委託を受けた施設、肢体不自由児施設「整肢療護園」及び重症心身障害児施設「むらさき愛育園」を含む。）で引き続き 5 年間勤務する場合も返還免除の対象となりますが、これらの施設において業務に従事する場合には、「兵庫県の区域」は「全国の区域」とします。

※2 従事期間が 5 年に満たない場合でも、返還の一部が免除される場合があります。

過疎法に規定する過疎地域で従事した場合や、中高年離職者（入学時 45 歳以上で、離職して 2 年以内）は 3 年間で免除されます。